

新職発0104第2号
令和6年1月4日

事業主各位

新潟公共職業安定所長

障害者の法定雇用率の引上げに伴う障害者雇用の取り組み等
に関する説明会の開催について

当所の業務運営につきましては、日頃から格別なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律において、「全ての事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであって、進んで対象障害者(身体障害者、知的障害者又は精神障害者)の雇入れに努めなければならない」(障害者法第37条)こととされております。

また、同法第43条第1項により、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める対象障害者の割合を、民間企業では2.3%以上、国や地方公共団体では、2.6%以上にすることが義務付けられておりますが(これを法定雇用率といいます。)、この法定雇用率は少なくとも5年毎に見直しが行われることとされており、別紙1リーフレットのPoint①のとおり、令和6年4月からは2.5%(雇用する常用雇用労働者数が40.0人以上)、令和8年7月からは2.7%(同37.5人以上)に段階的に引上げられることとなります。(国や地方公共団体でも同様のスケジュールで引上げられます)。

このため、今後、新たに障害者雇用の義務が生じる可能性のある事業所において障害者雇用率制度について理解を深めていただき、計画的な障害者雇用を進めていただくことを目的とした説明会を下記のとおり開催しますので、時節柄ご多用とは存じますが、ご出席をお願いします。

記

1 開催日時

① 令和6年2月1日(木) 14時から15時30分

② 令和6年2月5日(月) 14時から15時30分

※ ①または、②のいずれかを選択してください。

2 会場

新潟公共職業安定所 2階 会議室

新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館

会場は、上記1、開催日時①、②の両日とも同一です。

3 研修内容

- (1) 障害者雇用の現状について
- (2) 障害者雇用率制度について
- (3) 障害者雇用状況報告書について
- (4) 障害者雇用の進め方について
- (5) 質疑応答

4 参加申し込み

次の URL、または、二次元コードからお申込みください。

URL

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou15/01-setumeikai>



(先着順に受付、定員になり次第締め切ります。会場の都合により参加日時の調整をお願いする場合があります。)

5 その他

常用雇用労働者などの考え方等については、別紙2のとおりです。

担当

ハローワーク新潟 事業所援助部門

雇用指導官 池田、乙川

電話 025-280-8609 (32#)